

■ 助成対象とならない医療費 ■

- 保険外負担……健康診断および予防接種などの保険適用外の受診、食事療養費、薬の容器代、差額ベット代、診断書の文書料など。
- 災害共済給付金……学校や保育園の管理下で起こった事故などにより病院で診察を受けた場合の治療費など。

■ 申請(変更)の手続き ■

	必要なもの
・子どもが生まれたとき ・転入したとき	①子どもの保険証 ②申請者の印鑑 ③受給者の通帳
・健康保険証が変わったとき	①子どもの保険証 ②申請者の印鑑
・受給者証を紛失・破損したとき	①申請者の印鑑
・転出するとき	①申請者の印鑑 ②受給者証(返還)

■ 医療費が高額になったとき ■

入院などで保険診療分の自己負担額が高額になった場合、加入されている健康保険から「高額療養費」や「付加給付金」が給付されることがあります。子ども医療費はこの給付額を控除して助成するため、領収書のほかに、健康保険からの給付金額が確認できる支給決定通知書のコピーの添付が必要となります。

「高額療養費」について……医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(暦月：1日から末日まで)で上限額(年齢や所得に応じて定められています)を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」があります。

「付加給付金」について……付加給付制度は、健康保険組合や共済組合で1か月間の医療費の自己負担限度額を決めておき、限度額を超えた費用は払い戻す制度です。

協会けんぽと呼ばれる全国健康保険協会や国民健康保険にはこの制度はありません。

〈医療費のイメージ〉

自己負担額 3割負担 (未就学児は2割負担)	健康保険による給付 7割
---------------------------	--------------

〈医療費が高額になったときのイメージ〉

実際の自己負担額	高額療養費制度による払い戻し	付加給付制度による払い戻し
----------	----------------	---------------

子ども医療費助成制度は、入院等により高額な医療費がかかったとき、自己負担額3割分から「高額療養費」と健康保険組合や共済組合の「付加給付金」を差し引いた実際の自己負担額を助成する制度です。

高額療養費の手続き方法など詳しくは、ご加入の健康保険へおたずねください。

医療費には一部負担金があります！

和水町子ども医療費助成制度



問 保健子ども課 子ども家庭係 ☎0968・86・5730

和水町では、子育て支援の一環として、病院や薬局を利用した時の医療費(保険適用分)の一部負担金の全額を助成します。

■ 助成対象の子ども ■

和水町内に住所を有し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども。

■ 助成対象となる医療費と助成方法 ■

- 保険医療機関に支払う自己負担額のうち、健康保険適用内の金額…
高額療養費や付加給付などが発生する場合は、窓口で支払った自己負担額からこれらを差し引いた金額を助成します。
- 治療用装具…
けがや病気などの治療のため、医師の指示にもとづいて治療用装具を作成した場合など、保険適用範囲内で助成します。

現物給付と償還払いの2種類の助成方法があります。

	対象の医療費	受診後の流れ
現物給付 (窓口で無料になる)	①21,000円以内の医療費 ②熊本県内の保険医療機関(医科・歯科)での外来診療費(整骨院を除く) ③熊本県内の保険薬局での調剤費	保険医療機関の窓口で子ども医療費受給者証と健康保険証を見せることで、窓口負担が無料となります。 助成申請は不要です。
償還払い (窓口で無料にならない) 手続きが必要です	①21,000円を超える入院や外来の医療費 ②熊本県以外の保健医療機関を受診した時の医療費 ③健康保険適用になる治療用装具の購入費(医師の指示にもとづいて作成された装具) ④整骨院を受診した時の医療費 ⑤子ども医療費受給者証を忘れて一部負担金を支払ったとき	保健医療機関の窓口で医療費のお支払いをお願いします 後日、助成申請書に領収書を添付して役場に提出、お届けの口座へ払い戻しします。(領収書ではなく医療機関の証明がある申請書でも可) 医療費が自己負担限度額を超え高額療養費や付加給付が支給される場合は健康保険の支給決定通知書を持参してください。